

資料

基準検討部会 資料

令和6年度第1回和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会

和光市保育の必要量区分基準及び保育の必要性の
基準の改正について

令和6年5月15日

保育の必要量の区分の基準の見直し～ 就労の基準

現状：和光市で就労を理由として保育の必要性の認定を受けている場合、1月当たりの就労時間が**120時間以上**であれば**標準時間(11時間/日の保育時間を基本とする)**、**120時間未満**の場合は**短時間(8時間/日の保育時間を基本とする)**の保育の必要量として区分の基準を定めている。

だが、実情として就労時間自体は短いものの、通勤時間等の都合で保育施設の利用時間が8時間を超え、延長保育料が発生することが常態化しているケースが一部発生している。

改正案：和光市における保育の必要量の区分の基準に、**特例として(規則上は備考の項目として)**、「**保育の必要性の事由が就労で1月あたりの就労時間が120時間未満であっても、保護者の申請があった場合は、通勤時間等の状況を考慮し、保育必要量の区分を保育標準時間とすることができる**」と追加する。

理由：国の示す短時間認定に係る取扱いや近隣自治体の状況(別紙参考資料1参照)を踏まえ、保護者に対して必要以上の費用負担が発生しないようにするため。

なお、短時間から標準時間へ変更をする際には、保護者からの申請に基づき、内容を精査した上で決定する予定。

保育の必要性の基準の見直し～①きょうだい児加点要件の見直し

現状:「入園申請締切時、既に市内の認可保育施設(事業所内保育事業所は地域枠に限り、認定こども園は1号認定を受けて利用する者を除く。以下同じ。)に兄弟姉妹(入所時に卒園する者を除く。)が在園している子ども。」に加点している。

改正案:①「入園申請締切時」を「入所希望月時点」とし、併せて「兄弟姉妹(~~入所時に卒園する者を除く。~~)が在園している子ども。」とする。

②「既に市内の認可保育施設(事業所内保育事業所は地域枠に限り、認定こども園は1号認定を受けて利用する者を除く。以下同じ。)」を「既に市内の認可保育施設(事業所内保育事業所は地域枠に限り、認定こども園は1号認定を受けて利用する者も含む。以下同じ。)」とする。

理由:①については、より条件を分かりやすくするために改める。

②については、和光市内でも認定こども園が増えてきており(令和6年4月時点で4施設)、それに伴い同施設で幼稚園枠である1号認定を受けて利用するきょうだい児も増えてくる可能性がある。きょうだい児がなるべく同じ施設に在籍できることを当該加点項目の目的としていることから、保育の必要性に関わりなく受けられる1号認定であっても対象とすることが適切であると考えられるため。

保育の必要性の基準の見直し～②障害又は疾病を有する同居者の範囲

現状:「65歳未満の同居の祖父母等がいる世帯で、当該祖父母等が傷病又は障害を有する場合(書類等により証明できる場合に限る。)」の対象が**就学前児童**であった場合、**就学前のきょうだい児の加点が別で設けられているため対象外としていたが、年齢制限の見直し及び対象者を明確にしたい。**

改正案:「**65歳未満の**同居の祖父母等(**申請児童及び保護者を除く**)で、当該祖父母等が傷病又は障害を有する場合(書類等により証明できる場合に限る。)」とし、**年齢制限の撤廃と共に対象者を明確にする。**

理由:保育の必要性を判断する上で、当該条件については年齢の制限は必要ないと考えられる。就学前のきょうだい児についても、当該事項に該当する場合は保育の必要性が高いと判断できると考えられるため。

保育の必要性の基準の見直し～③医療的ケア児の選考

現状：医療的ケア児に対する優先事項はない。令和7年度から公設保育園で受け入れる体制を整える予定の、医療的ケアを必要とする児童について、受け入れ可能施設が限られることや、入所の要件が限定されることを鑑み、**入所選考・利用調整を実施する際には医療的ケアを必要とする児童に限定して実施する形としたい。**

改正案：**「保育の優先事項(指数表②)」に「医療的ケアを必要とし、保育園で保育を受けることができる状態にある子ども」という優先事項を追加する。**